

2 鉄道事故等と再発防止策

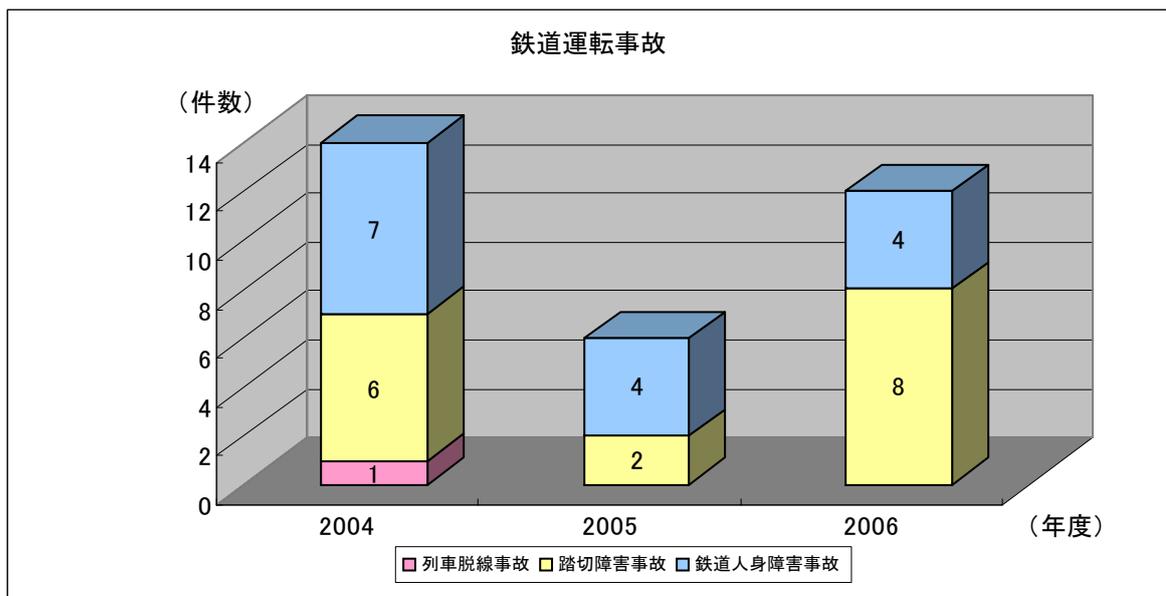
2007年安全報告書 阪急電鉄株式会社

過去3年間の鉄道運転事故、輸送障害、インシデント（鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）は以下のとおりです。

2-1 鉄道運転事故

踏切障害事故や鉄道人身障害事故は、踏切における無謀な直前横断（人・自転車・バイク・自動車等）や踏切以外において線路内に立入るなどしたもので、有責事故は発生しておりません。また、鉄道運転事故は下記のように7種類に分類されますが、過去3年間では、下表3種類以外の事故は発生しておりません。

分類	年度	2004	2005	2006
事 故	列車脱線事故（うち自動車によるもの）	1（1）	0	0
	踏切障害事故（うち自動車によるもの）	6（2）	2	8
	鉄道人身障害事故	7	4	4



鉄道運転事故の分類

- 列車衝突事故 列車が他の列車又は車両と衝突、又は接触した事故。
- 列車脱線事故 列車が脱線した事故。
- 列車火災事故 列車に火災が生じた事故。
- 踏切障害事故 踏切道にて列車又は車両が道路を通行する人又は自動車等通行する車両等と衝突、又は接触した事故。
- 道路障害事故 踏切道以外の道路にて、列車又は車両が道路を通行する人又は自動車等通行する車両等と衝突、又は接触した事故。
- 鉄道人身障害事故 列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（前各号を除く。）。
- 鉄道物損事故 列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（前各号を除く。）。

2-2 インシデント

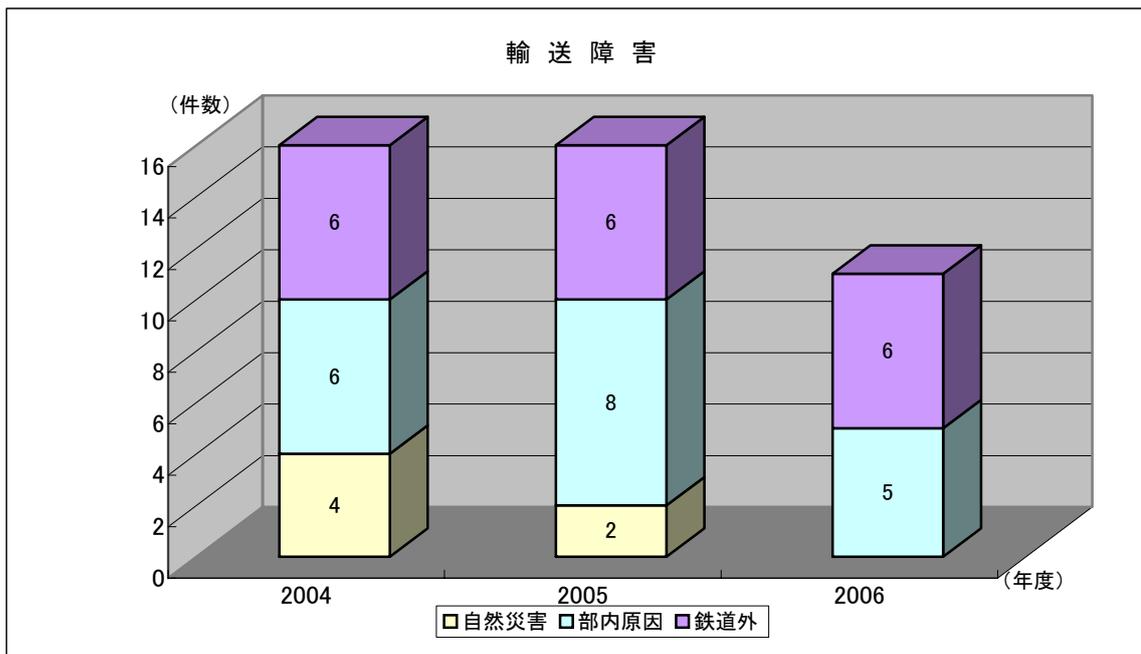
2006年度は、鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態はありませんでした。なお、2005年度以前のインシデントにつきましては、すべて対策を実施しております。

分類	年度	2004	2005	2006
	インシデント	1	2	0

2-3 輸送障害

部内原因につきましては、すべて対策を実施しております。

分類	年度	2004	2005	2006
輸送障害	部内原因（鉄道係員・車両・施設等）	6	8	5
	鉄道外（第三者行為・沿線火災等）	6	6	6
	自然災害（風害・雪害・落葉・倒木等）	4	2	0



2-4 行政指導等

2006年10月1日より、新たな安全管理体制を構築すべく取り組んで参りましたが、2007年2月8日、京都線の乗務員（懲戒解雇）が覚せい剤取締法違反で逮捕される不祥事が発生しました。公共交通に従事する企業人である以前に社会人としても当然である法令遵守さえできない者がいたことは痛恨の極みであり、これを機に、乗務員の管理の強化及び教育指導の再徹底を図りました。

(1) 社内対応

① 社内周知

社報や都市交通事業本部報、鉄道営業部報等、各達示の発行並びに掲示を行うとともに、懇談による教育指導や安全統括管理者等による指示及び巡視を実施いたしました。

② 対策

是正措置

- ・全乗務員に対し、覚せい剤等薬物の弊害に関する理解度の確認と執務の厳正に関する懇談指導を実施いたしました。
- ・本部及び各部門で安全管理推進委員会を緊急開催し、再発防止策を検討いたしました。
- ・乗務員に対し、臨時の薬物検査を実施いたしました。（結果：受検者全員陰性）

予防措置

- ・社員に対し、覚せい剤等薬物使用による弊害について教育を実施いたしました。
- ・全乗務員に対し、アルコールチェックを行う等、出退勤時の対面点呼を強化いたしました。

(2) 行政指導

2007年2月 近畿運輸局長からの警告書が発行されるとともに、近畿運輸局による保安監査が実施されました。